①国名	フランス共和国 French Republic (FR)
②名称	Ministry for the Economy, Finance and Degital/ French Patent and Trademark Office (INPI:Institut national de la propriété industrielle)
③所在地	15 rue des Minimes CS 50001 92677 Courbevoie Cedex France
④連絡先	(電話) (00 33) 171 087 163 (FAX) (00 33) 01 56 65 86 00 (E-mail) contact@inpi.fr / abens@inpi.fr (internet) www.inpi.fr
⑤組織の長	Director General: Mr. Pascal Faure
⑥沿革	(1) 最初の特許法は、1844 年 7 月 5 日に施行された。現在の特許法は、1968 年 1 月 2 日施行の法律第 68-1 号。この新特許法が施行されて無審査主義から審査主義指向になり、またクレーム制度になった。さらに、出願の公開制度が採用され、文書通知書作成の請求制度が導入された。1992 年の知的財産法(Law No.9-597)に他の知的財産法令とともに統合され、2023 年 8 月時点での最新法令は 2022 年版である。 (2) 最初の意匠法は、1806 年 3 月 18 日に施行され、特許法と同じように 1992 年の知的財産法(Law No.9-597)にに統合され、2023 年 8 月時点での最新法令は 2022 年版である。 (3) 最初の商標法は、1857 年 6 月 23 日に施行され、特許法と同じように 1992 年の知的財産法(Law No.9-597)にに統合され、2023 年 8 月時点での最新法令は 2022 年版である。
⑦所管	特許、意匠、商標、実用新案証、地理的表示

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1974/10/18	1887/12/5		1991/2/27	1892/7/15
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1884/7/7	2010/1/5	1973/4/18	1987/7/3
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2009/11/28	2006/12/15		2010/3/14	2010/3/14
ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1980/8/19	1939/6/25	1984/8/1	2007/3/18	1966/9/25
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1892/7/15	1997/11/7	1978/2/25	1975/9/13	1961/4/8
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1975/10/7	1985/8/9	1995/1/1		

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	14,313	14,759	14,746	15,566
		（内　外国出願）	1,542	1,373	1,424	1,964
		（内日本から）	197	94	78	69
		（内　PCT ルート）				
	実用新案	全数	1,019	673	696	779
		（内　外国出願）	246	276	300	364
	意匠	全数	6,002	6,038	5,572	5,725
		（内　外国出願）	292	296	314	262
		（内日本から）	9	3	3	1
	商標	全数	109,369	116,239	101,846	100,312
		（内　外国出願）	7,196	7,122	6,101	5,938
		（内日本から）	188	175	172	162
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	12,874	15,493	12,421	10,105
		（内　外国出願）	1,535	1,909	1,659	1,223
		（内日本から）	212	279	317	165
		（内　PCT ルート）				
	実用新案	全数	403	324	503	465
		（内　外国出願）	279	219	256	218
	意匠	全数	4,870	3,974	5,781	5,469
		（内　外国出願）	310	227	266	226
		（内日本から）	9	3	2	1
	商標	全数	84,813	118,954	96,883	92,180
		（内　外国出願）	6,690	7,306	6,120	5,598
		（内日本から）	214	183	178	156
	出典：WIPO IP Statistics					

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)

⑫ 組　　織

<組織図>　INPI は Ministry for the Economy, Finance and Degital(経済・財政・デジタル省)の下部組織である。

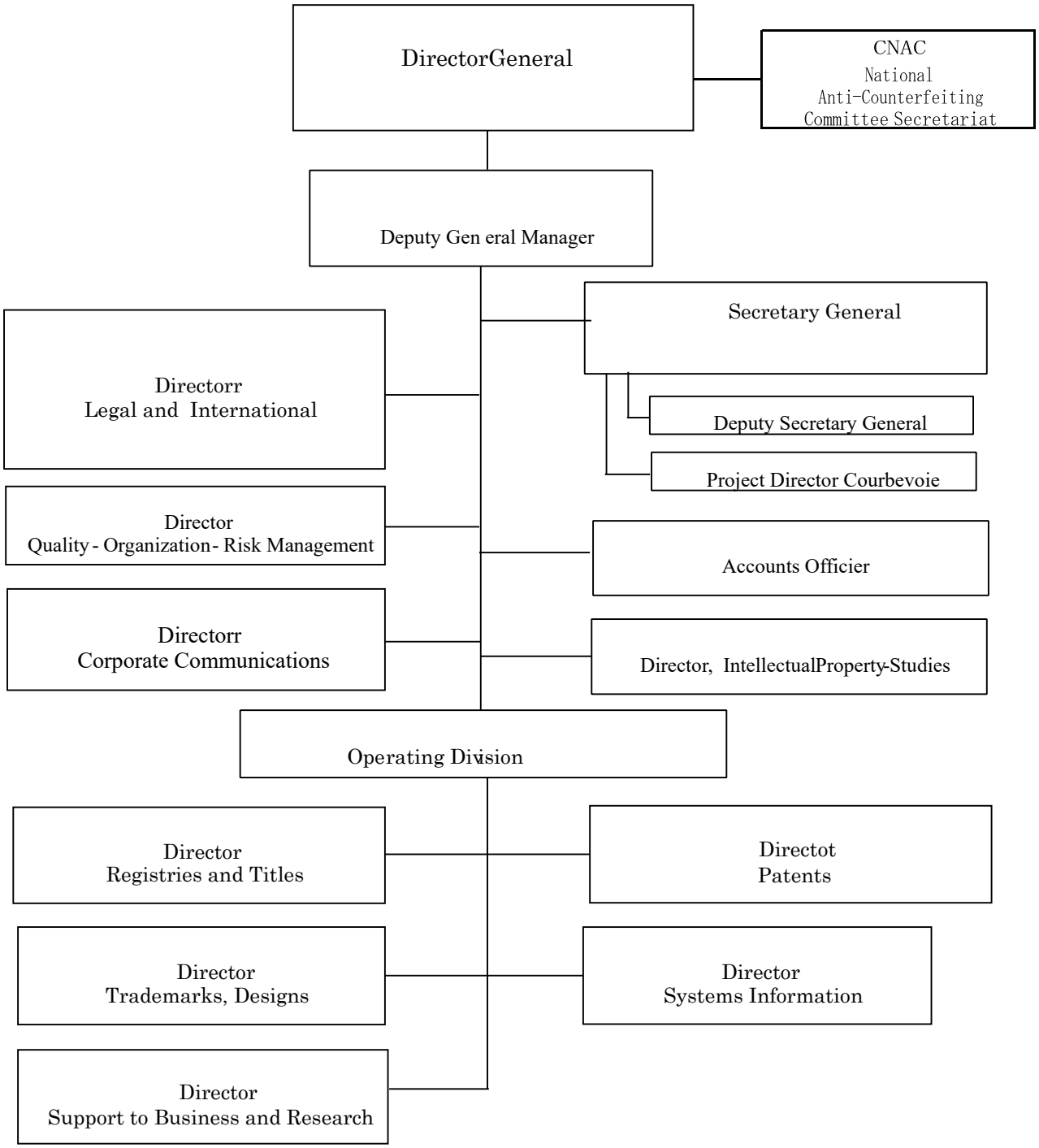

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	知的財産法(2023 年 4 月 1 日改正) 知的財産規則(2023 年 4 月 1 日改正)
	③地理的効力の範囲	フランス領域及び海外領域(ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域、ニューカレドニア、マヨット、サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン) (知的財産法第 VIII 巻, 知的財産規則第 VIII 巻)
	④他国制度との関係	特許協力条約（PCT)加盟国 欧州特許条約(EPC)締約国、統一特許裁判所協定参加国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第 L611 条1、第 L611 条 7、第 L612 条 20)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州連合加盟国又は欧州経済地域協定締約国内で弁理士資格を有する代理人を選任しなければならない。(知財規則第 R512 条 2)
	⑦出願言語	フランス語。ただし、法第 L612 条 2 に列記されている書類の1つがフランス語であり、他の部分の願書が 2 月以内に翻訳文を提出することを条件に、外国語の願書を提出してもよい。 (知財規則第 R612 条 8, 第 R612 条 21)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 (知財法第 L611 条 2(1)、第 L611 条 3) なお、医薬品の補充的保護証明書に関する欧州議会及び理事会規則(EC)No.469/2009、及び植物保護製品の補充的保護証明書に関する欧州議会及び理事会規則(EC)No.1610/96 に基づき 5 年間延長年間延長することができる。
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(知財法第 L611 条 11)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。特許出願の前 6 月以内の以下の場合。 (1) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用による開示。 (2) 出願人又はその法律上の前権利者が、公の又は公認の国際博覧会における展示による開示。 (知財法第 L611 条 13)
	⑪非特許対象	(1) 産業上の利用可能性がないもの (知財法第 L611 条 10(1)) (2) 発見、科学的理論及び数学的方法 (知財法第 L611 条 10(2)a) (3) 審美的創作物 (知財法第 L611 条 10(2)a) (4) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (知財法第 L611 条 10(2)a) (5) 情報の提示 (知財法第 L611 条 10(2)a) (6) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法、及び人間又は動物の身体に実行される診断方法 (知財法第 L611 条 16) (7) 公序良俗の反するもの (知財法第 L611 条 17) (8) 動植物の品種 (知財法第 L611 条 19(I)(1)～(2))

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
		(9) 様々な形成及び発達段階での人体及び遺伝子の配列又は部分配列を含む人体の要素の 1 の単なる発見、特に以下のもの (知財法第 L611 条 18) (a) 人間をクローン化する方法 (b) 人間の生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法 (c) 人間の胚細胞の工業又は商業目的での利用 (d) 遺伝子自体の全体的又は部分的配列 (10) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法 (知財法第 L611 条 19(I)(3)) (11) 本質的に生物学的な方法のみによって得られた製品の構成要素及び当該製品に含まれる遺伝情報を含むもの (知財法第 L611 条 19(I)(3-2)) (12) 動物の遺伝子的同一性を変更するための方法であって、人間又は動物に適切な医療上の利益をもたらすことなしに当該動物に苦痛を与える可能性が高いもの及びそのような方法から生じた動物 (知財法第 L611 条 19(I)(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。願書は、方式要件及び出願手数料並びに調査報告手数料納付の有無について審査され、不備があるとその通知から 2 月以内に是正されないと拒絶。次いで予備調査報告書が作成される。予備調査報告書が作成される前に、INPI は出願人が有する対応外国出願の審査における先行技術に関する情報の提供を要求することができる(知財規則 R-612-56-1)。 INPI は予備調査報告書に基づき、審査する。 (知財法第 L612 条 11、第 L612 条 12)
	⑬審査請求制度の有無	無。ただし、出願手数料及び調査報告手数料を納付しなかった場合又は願書の方式上の不備が是正されなかった場合、かつ、それら通知に異議を申し立てなかった場合、実体審査前に拒絶される。 (知財規則第 R612 条 45－46)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。 出願日若しくは優先日から 18 月経過後又は出願人に請求により出願は公開される。(知財法第 L612 条 21、知財規則第 R612 条 39)
	⑯異議申立制度有無及び起算日	有。特許出願が公開される日から、かつ、予備調査報告の公開後 3 月以内に、いかなる第三者も出願の新規性及び進歩性について意見書を提出できる。 (知財法第 L612 条 23) 随時、補足される予備調査報告書の公開後 3 月以内に意見書を提出することができる。 (知財規則第 R612 条 62-65) 特許権者を除き、何人も、産業財産権庁長官に異議を申し立てることができる。異議申立は、公報への公告から 9 月以内に提出されなければならない。(知財法第 L613 条 23、知財規則第 613 条 44)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第 L613 条 25)

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
	⑱実施義務	有。以下の(1)及び(2)の要件を満たす場合に強制ライセンスが与えられる。 (1) 特許の付与から 3 年又は出願日から 4 年の期間が満了している、又は次の(2)(a)にいう実施又は(b)にいう販売が 3 年を超えて停止されていること。 (2) 強制ライセンス申請時に特許権者又はその権原承継人が正当な理由なく、以下の何れかの状態に該当していること。 (a) EU 加盟国又は他の欧州経済地域協定締約国の領域において、当該特許対象の発明を実施していない又は実施準備していないこと。 (b) 特許の対象製品をフランス市場ん需要に足る量を販売していないこと。(知財法第 L613 条 11)
	⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 電子出願手数料(電子のみ)26 EUR(第 1 年度の年金を含む) 出願手数料付加料 42 EUR(10 超の各クレームに対する追加) 調査報告手数料 520 EUR 特許発行料 90 EUR [特許権維持に掛かる費用] 年金(維持年金含む) 2-5 年次 38 EUR(毎年) 13 年次 350 EUR 6 年次 76 EUR 14 年次 400 EUR 7 年次 96 EUR 15 年次 460 EUR 8 年次 136 EUR 16 年次 520 EUR 9 年次 180 EUR 17 年次 580 EUR 10 年次 220 EUR 18 年次 650 EUR 11 年次 260 EUR 19 年次 730 EUR 12 年次 300 EUR 20 年次 800 EUR 補充的保護証明書 950 EUR/年
	⑳料金減免措置の有無	有。フランス在住者(自然人)、中小企業(従業員が 1,000 名未満の企業)及び非営利団体に対する特許関連手数料が 50%に減額される。 (知財法第 L612 条 20, 知財規則第 R613 条 63)
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。(フランスにおける PCT 出願による特許は、EP 経由でのみ取得できる。)

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
実用新案制度 (実用証)	②最新実用新案法の施行年月日	知的財産法(2023 年 4 月 1 日改正) 知的財産規則(2023 年 4 月 1 日改正)
	③地理的効力の範囲	フランス領域及び海外領域(ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域、ニューカレドニア、マヨット、サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン) (知的財産法第 VIII 巻, 知的財産規則第 VIII 巻)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第 L611 条1、第 L611 条 7、第 L612 条 20)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州連合加盟国又は欧州経済地域協定締約国内で弁理士資格を有する代理人を選任しなければならない。(知財規則第 R512 条 2)
	⑦出願言語	フランス語。ただし、法第 L612 条 2 に列記されている書類の1つがフランス語であり、他の部分の願書が 2 月以内に翻訳文を提出することを条件に、外国語の願書を提出してもよい。 (知財規則第 R612 条 8, 第 R612 条 21)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。 (知財法第 L611 条 2(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(知財法第 L611 条 11)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。特許出願の前 6 月以内の以下の場合。 (1) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用による開示。 (2) 出願人又はその法律上の前権利者が、公の又は公認の国際博覧会における展示による開示。(知財法第 L611 条 13)
	⑪不登録対象	(1) 産業上の利用可能性がないもの (知財法第 L611 条 10(1)) (2) 発見、科学的理論及び数学的方法 (知財法第 L611 条 10(2)a) (3) 審美的創作物 (知財法第 L611 条 10(2)a) (4) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (知財法第 L611 条 10(2)a) (5) 情報の提示 (知財法第 L611 条 10(2)a) (6) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法、及び人間又は動物の身体に実行される診断方法 (知財法第 L611 条 16) (7) 公序良俗の反するもの (知財法第 L611 条 17) (8) 動植物の品種 (知財法第 L611 条 19(I)(1)～(2)) (9) 様々な形成及び発達段階での人体及び遺伝子の配列又は部分配列を含む人体の要素の 1 の単なる発見、特に以下のもの (知財法第 L611 条 18) (a) 人間をクローン化する方法 (b) 人間の生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法 (c) 人間の胚細胞の工業又は商業目的での利用 (d) 遺伝子自体の全体的又は部分的配列 (10) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法 (知財法第 L611 条 19(I)(3)) (11) 本質的に生物学的な方法のみによって得られた製品の構成要素及び当該製品に含まれる遺伝情報を含むもの (知財法第 L611 条 19(I)(3-2)) (12) 動物の遺伝子的同一 (知財法第 L611 条 10(2)、第 L611 条 16、第 L611 条 17) の利益をもたらすことなしに当該動物に苦痛を与える可能性が高いもの及びそのような方法から生じた動物 (知財法第 L611 条 19(I)(4))

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。侵害訴訟を提起するに当っては法第 612 条の 14 と同一条件で作成された調査報告書を提出しなければならない。 (知財法第 L615 条の 6、同法第 612 条の 14)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。 出願日若しくは優先日から 18 月経過後又は出願人に請求により出願は公開される。(知財法第 L612 条 21)
	⑯異議申立制度の有無	有。実用新案の公開日から当該実用新案の明細書の発行及び印刷に関する手数料の納付までの間に、何人も、発明の登録可能性に関する意見を提出することができる。(知財規則第 R616 条 1)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第 L613 条 25)
	⑱実施義務	有。以下の(1)及び(2)の要件を満たす場合に強制ライセンスが与えられる。 (1) 特許の付与から 3 年又は出願日から 4 年の期間が満了している、又は次の(2)(a)にいう実施又は(b)にいう販売が 3 年を超えて停止されていること。 (2) 強制ライセンス申請時に特許権者又はその権原承継人が正当な理由なく、以下の何れかの状態に該当していること。 (a) EU 加盟国又は他の欧州経済地域協定締約国の領域において、当該特許対象の発明を実施していない又は実施準備していないこと。 (b) 特許の対象製品をフランス市場ん需要に足る量を販売していないこと。(知財法第 L613 条 11)
	⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 電子出願手数料(電子のみ)26EUR(第 1 年度の年金を含む) 出願手数料付加料 42EUR(10 超の各クレームに対する追加) 発行及び印刷手数料 90EUR [実用新案権維持に掛かる費用] (年金)2 年 38 EUR　5 年 38 EUR　8 年目 136 EUR 3 年 38 EUR　6 年 76 EUR　9 年目 180 EUR 4 年 38 EUR　7 年 96 EUR　10 年目 220 EUR
	⑳料金減免措置の有無	有。フランス在住者(自然人)、中小企業(従業員が 1,000 名未満の企業)及び非営利団体に対する特許関連手数料が 50%に減額される。 (知財法第 L612 条 20, 知財規則第 R613 条 63)
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	知的財産法(2023 年 4 月 1 日改正) 知的財産規則(2023 年 4 月 1 日改正)
	③地理的効力の範囲	フランス領域及び海外領域(ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域、ニューカレドニア、マヨット、サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン)(知的財産法第 VIII 巻, 知的財産規則第 VIII 巻)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)、ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)(知財法第 L511 条 9)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州連合加盟国又は欧州経済地域協定締約国内で弁理士資格を有する代理人を選任しなければならない。(知財規則第 R512 条 2)
	⑦出願言語	フランス語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。5 年ごとに 4 回、更新できる。(最長 25 年) (知財法第 L513 条 1)
	⑨新規性の判断基準	欧州連合公知公用、欧州連合内刊行物(知財法第 L511 条 6)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の規定がある。期間は、何れも開示日から 12 月。 (1) 意匠の開示が創作者又は承継人に対する権利の濫用による意匠の開示。 (2) 意匠の開示が創作者又は承継人によりなされたか、又はその開示が創作者又は承継者により提供された情報の結果として、又は創作者又は承継人の行為の結果として第三者によりなされた意匠の開示。 (知財法第 L511 条 6)
	⑪不登録対象	(1) 意匠としての保護の適格性を有さないもの(知財法第 L511 条 1, 第 L512 条 4(a)) (2) 新規性、独自性を有しない意匠(知財法第 L511 条 2) (3) 製品の技術的側面のみによって定められる製品の外観(知財法第 L511 条 8(1)) (4) 他の製品と接続又は内側若しくは外側に設置させるために外観の特徴(形状及び寸法)を必ず同一に再現し、他の製品がその機能を果すことができるようにしなければならない意匠 (知財法第 L511 条 8(2)) (5) 第三者の著作権を侵害する意匠 (知財法第 L512 条 4(d)) (6) 公序良俗に反する意匠 (知財法第 L511 条 7) (7) 先に保護された識別性のある標章を許可なく使用する意匠 (知財法第 L512 条 4(d))
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品の部分の意匠は、当該部分が外観であるか又は複合製品の組み込まれた上でも使用中に引き続き目に見えることができ、目に見える特徴が新規であり、独自性を有する場合にかぎり登録される。 (知財法第 L511 条 5)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人が請求した場合、公告は 3 年の期間が満了した時点で公告される。 (知財法第 R514 条 10)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第 L512 条 4)
	㉔費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 基本出願手数料 39 EUR 白黒の各表現物についての追加手数料 23 EUR 彩色付の各表現物についての追加手数料 47 EUR [意匠権維持に掛かる費用] 登録期間延長 52 EUR
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	知的財産法(2023 年 4 月 1 日改正) 知的財産規則(2023 年 4 月 1 日改正)
	③地理的効力の範囲	フランス領域及び海外領域(ウォリス・フツナ諸島、フランス領南方・南極地域、ニューカレドニア、マヨット、サン・バルテルミー及びサンピエール・ミクロン)(知的財産法第 VIII 巻, 知的財産規則第 VIII 巻)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)、マドリッド協定・議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明、団体商標(知財法第 VII 巻第 L711 条 1、第 L715 条 1、第 L715 条 6) 原産地名称、地理的表示(知財法第 VII 巻第 III 編に規定)
	⑥商標の種類	文字商標(用語、スローガン、数字、文字)、図形商標、文字と図形の組み合わせ、色の商標、音商標、立体商標、ホログラム商標、映像(ビデオ)の商標、位置商標、パターン商標、動きのある商標、マルチメディア商標(画像と音の組み合わせ)、匂いの商標 (INPI オープンデータベースの検索項目)
	⑦出願人資格	商標を使用し又は使用を意図している自然人又は法人(自然人、法人) (知財法第 L711 条 1、第 L712 条 1)
	⑧権利付与の原則	先願主義(知財法第 L711 条 3(I)(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州連合加盟国又は欧州経済地域協定締約国内で弁理士資格を有する代理人を選任しなければならない。(知財規則第 R512 条 2)
	⑪出願言語	フランス語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年間。10 年ごとに更新できる。 (知財法第 L712 条 1)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性を欠く商標 (知財法第 L711 条 2(1), (2)) (2) 商品若しくは役務の特徴又は役務の提供時期を指定するために用いる要素又は表示のみからなる標識 (知財法第 L711 条 2(3)) (3) 日常言語又は公正に確立された取引慣行において、慣用となっている要素又は表示のみからなる標識 (知財法第 L711 条 2(4)) (4) 商品の性質自体から生じる形状又は技術的成果を取得するために必要とされる若しくは商品に実質的な価値を与えるもののみからなる標章(知財法第 L711 条 2(5)) (5) パリ条約によって登録から除外されている記章(知財法第 L711 条 2(6)) (6) 公序良俗に反する標章又は法律によって使用を禁じられている標章 (知財法第 L711 条 2(7)) (7) 商品又は役務の内容, 品質又は出所に関し, 公衆に誤認を生じさせる虞のある標章(知財法第 L711 条 2(8)) (8) 保護された原産地名称、地理的表示、ぶどう酒の伝統的表現、伝統的特産品又は植物品種の名称 (知財法第 L711 条 2(9)～(10)) (9) 出願人によって悪意で出願された商標 (知財法第 L711 条 2(11)) (10) フランスにおいて効力を有する先の権利を侵害する後の標章 (知財法第 L711 条 3(I))
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。商標法には周知商標の概念についての規定はないが、パリ条約及び TRIPS 協定の下で周知商標として保護される商標はフランスにおいても保護される。(知財法第 L711 条 4)

①国名	フランス共和国 French Republic (FR)	
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標規則第 R712 条 3(1)(c))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第 L712 条 7、第 R712 条 10)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。 出願公開制度はないが、方式要件を満たしている出願は、登録後、公報により公告(公開)される。
	㉒異議申立制度の有無	有。 (1) 登録出願の公告から 2 月以内に、何人も、登録出願を拒絶すべき旨の意見書を提出することができる。 (知財法第 L712 条 3) (2) 登録出願の公告から 2 月以内に、フランスにおいて効力を有する先の権利の何れかが侵害された旨の異議を申し立てることができる。 (知財法第 L712 条 4)
	㉓無効審判制度有無	有。(知財法第 L716 条 2) (1) 絶対的拒絶理由(知財法第 L711 条 2)を根拠とする無効の申請は、何人も、INPI に提起することができる。利害関係人は規則に定める裁判所に提起できる。 (2) 相対的拒絶理由(知財法第 L711 条 3)を根拠とする無効の申請は、先の権利を所有する者が、INPI 又は規則に定める裁判所に提起できる。
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。継続して 5 年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第 L714 条 5)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	㉖図形要素の分類	フランスはウィーン協定に加盟し、国際図形分類(ウィーン分類)は採用している。
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (知財法第 L714 条 1)
	㉘費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 190 EUR(1 商標 1 区分) 40 EUR(追加 1 区分ごと) [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 290 EUR(1 商標 1 区分) 40 EUR(追加 1 区分ごと)
	㉙料金減免措置の有無	無。